

「ストリートビュー」サービスを容認する総務省の「提言(案)」に抗議する

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 北野弘久(日本大学名誉教授)
田島泰彦(上智大学教授) 福島 至(龍谷大学教授)
村井敏邦(龍谷大学教授)

〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805

TEL 03-5328-0656 FAX 03-5328-0657

(1) 総務省は、6月22日、グーグル社の「ストリートビュー」サービスについて、プライバシー侵害や肖像権侵害の違法性はなく、個人情報保護法にも違反しないとする「提言(案)」をまとめた。

「ストリートビュー」については、研究者・弁護士・市民・労組158人2団体による中止要請、地方自治体の40件にのぼる意見書の採択、福岡県弁護士会と新潟県弁護士会の会長の「声明」の発表をはじめとして、そのサービスの中止をもとめる声が広くあがっている。この声を全く無視して総務省が「提言(案)」をまとめたことに、私たちは強く抗議する。

(2) この「提言(案)」を作成した作業部会は7人のメンバーで構成されているが、そこには当の調査の対象となっているグーグル社のメンバーが加わっている。さらに同種の事業をおこなっているNTTレゾナント社、また海外において同種の事業をおこなっているマイクロソフト社のメンバーも作業部会に加わっている。実に7人のうち3人が当事者なのである。これでは自分が作成した試験問題に自ら解答し合格点を与えたと言わざるを得ず、およそ公平・公正で客観的な「提言(案)」とは言い難い。

(3) 「提言(案)」においては、撮影行為・データの保管・データの公開のうち、公開されている画像をもっぱら検討の対象としている。だが、通行中の市民を勝手に撮影し、データを保管することは、重大なプライバシー侵害である。このことについて十分な検討をせず、公開画像で「ぼかし処理等を施す等の適切な配慮がなされている限り、サービスの大部分は違法となることはない」として、「ストリートビュー」を容認するのは全く一面的、一方的である。

そればかりではない。グーグル社は、オランダで顔をぼかし処理する前の画像を、事件捜査に関連して警察に提供していたと報道されている。ところが、グーグル社の代表は、今年2月の東京都情報公開・個人情報保護審議会において、「元データは保管していない」と全く矛盾したことを答弁しているのである。審議会で答弁したグーグル社の代表は今回の作業部会に加わっているグーグル社の代表と同一人物であるが、この答弁には重大な疑惑があると指摘せざるをえない。

(4) 昨年8月に突然開始されたグーグル社の「ストリートビュー」サービスは、公共空間を通行する市民や車、住宅や個人の庭などを無断で撮影し、本人の同意なくこれをインターネット上に公開するものであり、プライバシーを保障した憲法13条に違反する人権侵害の事業である。しかも、その撮影データが名前や住所などの他の個人情報とむすびつけられることによって、監視社会を一層促進する危険なものである。

政府・総務省は、7月末にもこの「提言(案)」を政府見解として最終決定しようとしている。私たちは「提言」を決定しないよう強く求める。